

前妻の子は？ 兄弟は？

「法定相続人」って誰のコト？

？

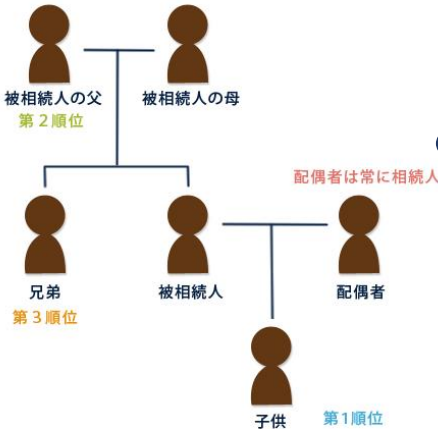


先日、夫が他界しました。
私とは再婚で、前妻との間に1人子供がいると聞いています。
前妻や、その子にも夫の財産を相続する権利があるのでしょうか？

民法では、相続人になれる人を決めており、それを**法定相続人**と言います。
また、相続人になる順序も決まっています。

配偶者 常に相続人となる

配偶者以外の人は、以下の順序で配偶者と一緒に相続人になります。



第1順位 子（養子含む）

被相続人よりも先に亡くなっている場合は、その代襲相続人が第1順位での相続人となる。

第2順位 父母、祖父母（直系尊属）

親等が近い者が第2順位の相続人となる。

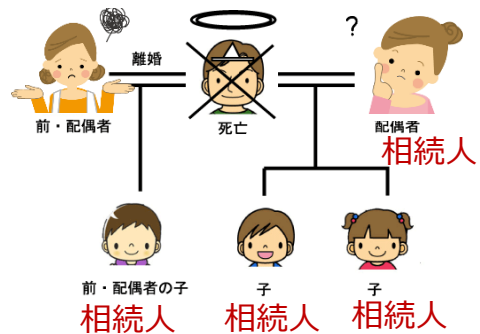
第3順位 兄弟姉妹

兄弟姉妹が被相続人よりも先に亡くなっている場合は、その兄弟姉妹の子である甥、姪が代襲相続人として第3順位での相続人となる。（代襲は1代限り。）

質問の答え

前妻の子も等しく相続人となります。
前妻は相続人にはなりません。

兄弟姉妹は相続人となるのか？
おじさん・おばさんは相続人となるのか？
これらをきちんと認識しておかないと、
途中まで相続手続をすすめていたが
実は法定相続人ではなかったため
最初からやり直しというケースも多くあります。



法定相続人の調査なら、F&Partnersにお任せください！

今週の
お客様の**声** 依頼して
よかった点は？

木津川市 こでら様

てきほき 仕事をしてくれまあ。

京都事務所
京都市中京区七観音町623番地
第11長谷ビル5階
TEL 075-256-4548

F&Partners 司法書士法人

無料相談 実施中です。
まずは、お気軽にお電話を！

